SIホールディングス株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、SI ホールディングス株式会社と称し、英文では、SI Holdings plcと表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. 各種事業を営む会社の株式又は持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理及び経営指導
 - 2. コンサルティング業務
 - 3. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査等委員会
 - (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって自己の株式を 取得することができる。

(1単元の株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

- 第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - 3 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、これを公告する。
 - 3 当会社の株式名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新 株予 約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社におい ては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使の方法及び手続き 等は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年4月1日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株 主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
 - 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、 他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面

に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議 決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使できる株主の議決権3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行 使することができる。
 - 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、5名以内とする。
 - 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任及び解任)

- 第19条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、 株主総会において選任並びに解任する。
 - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以 上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
 - 4 取締役の解任決議は、本定款第16条第2項の定めるところによる。

(取締役の任期)

- 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年内に終了する 最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等 委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する 時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議

長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、 他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中 から、代表取締役を選定する。
 - 2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。) の 中から、取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長、取締役副社長を定め ることができる。

(取締役会の招集手続)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。
 - 2 前項にかかわらず、議決に加わることのできる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的方法により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締 役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の 利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の 決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取

締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選 定することができる。

(監査等委員会の招集手続)

- 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、 その過半数をもって行う。ただし、法令に別段の定めがある場合には、その定め による。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定 める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第33条 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第35条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第37条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第38条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株主質権者に対し、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配分(以下「中間配当」という。)を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受 領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

- 1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則 第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施 行日」という)から効力を生ずるものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。
- 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(制定・改正)

2019年10月1日 制定 (SIホールディングス株式会社設立)

2020年6月29日 改正

2022年6月29日 改正